様式１－１

建築設計・工事監理業務共同企業体見積参加資格審査申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　宮崎県知事　河野　俊嗣　殿

　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の名称

代表構成員　所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

構成員　所在地

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　このたび、下記の建築設計・工事監理業務に係るプロポーザルについて、共同受注により参加するため、建築設計・工事監理業務共同企業体を結成したので、関係書類を添えて見積参加資格の認定に係る審査を申請します。

　なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　構成員の名称等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構成員の名称 | 入札参加資格の認定を受けている部門 | | |
| 許可番号 | 許可年月日 | 許可業種 |
| （代表構成員） |  |  |  |
| （その他の構成員） |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 構成員の名称 | 建築士法に基づく事務所登録 | | | |
| 登録都道府県 | 登録年月日 | 登録番号 | 所属一級建築士数 |
| （代表構成員） |  |  |  |  |
| （その他の構成員） |  |  |  |  |

２　建築設計・工事監理業務の内容等

1. 業務の名称　宮崎西警察署（仮称）庁舎建設に係る設計業務
2. 業務場所　参加説明書のとおり
3. 履行期間　参加説明書のとおり

様式１－２

建築設計・工事監理業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当建築設計・工事監理業務共同企業体は次の業務を共同連帯して実施することを目的とする。

　(1) 宮崎県発注に係る宮崎西警察署（仮称）庁舎建設に係る設計業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当建築設計・工事監理業務共同企業体は、　　　　　　建築設計・工事監理業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、委託業務の委託契約の履行後３月を経過するまでの間は解散することができない。

２　当企業体は、委託業務を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　所　 在 　地

　商号又は名称

　代　 表　 者

　所　 在 　地

　商号又は名称

　代　 表　 者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、業務委託料（前払金及び部分引渡しに係る業務委託料を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　商号又は名称　　　　　　　　　　％

　　商号又は名称　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成、業務の履行の基本に関する事項並びに資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、委託業務の履行に関し、建築設計業務等委託契約書に従い、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、委託業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する処置）

第16条　構成員は、委託業務を完了する日まで当企業体を脱退することはできない。ただし、発注者及び他の構成員から承認を受けた場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の規定により、委託業務の完了前に脱退した者がある場合においては、残存する構成員が委託業務を完了させるものとする。

３　第１項ただし書の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から第14条の規定により当該構成員が負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じても脱退構成員への利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり　　　　　　建築設計・工事監理業務共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印（電子的方法によるものを含む。）の上、各自所持するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

所在地

商号又は名称

代　 表 　者　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

商号又は名称

代　 表 　者　　　　　　　　　　　　　　印

様式１－３

建築設計・工事監理業務共同企業体編成表

記載例

共同企業体運営委員会

委員長　○○○○

（○○建築士事務所）

委員　□□□□

（□□建築士事務所）

共同企業体事務所

所長　○○○○

（○○建築士事務所）

管理技術者　○○○○

（○○建築士事務所）

事務長　○○○○

（○○建築士事務所）

事務係

（氏名、建築士事務所）

担当技術者

（氏名）

（○○建築士事務所）

担当技術者

（氏名）

（□□建築士事務所）

様式１－４

同種業務履行実績調書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業務名称等 | 業務名 |  |  |
| 発注機関名 |  |  |
| 場所 | （都道府県名・市町村名） | （都道府県名・市町村名） |
| 契約金額 |  |  |
| 期間 |  |  |
| 業務概要 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考　１　公告の「同種業務の実績に関する事項」に掲げる要件を満たす業務の履行実績

を記載すること。

　　　　２　記載した業務については、契約書の写しその他当該業務の内容が確認できる書類（テクリス登録内容確認書、PUBDIS業務カルテ等）及び発注者の証明書その他引渡しが完了したことが確認できる書類を添付すること。